



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
<福利厚生>は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

令和4年4月1日より ～中小企業の事業主のみなさまへ～

『パワーハラスメント防止措置』が中小企業にも義務化されました

令和2年6月1日に「改正労働施策総合推進法」が施行されました。

中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されました。

(令和4年3月31日までは努力義務)

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

①

事業主の方針等の明確化および周知・啓発

②

相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

③

職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応

④

併せて講ずべき措置（プライバシーの保護、不利益取り扱いの禁止など）

(※)

- ・あわせて、妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメントにおいても事業主が防止対策を講じることが義務となっています。
- ・お互いを尊重し、ハラスメントのない職場にしていけることを心がけましょう。

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

社内の体制整備に活用できる情報・資料

- 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料
厚生労働省のHPからダウンロードできます。

職場におけるハラスメント防止のために

検索

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」
職場におけるハラスメントに関する情報を発信。

あかるい職場応援団 HP

検索

◆お問合せ◆ 大阪労働局 雇用環境・均等部指導課 06-6941-8940